

# 令和7年度 北区職員（福祉）募集案内

令和8年2月6日  
東京都北区

## 1 採用予定数・勤務場所等

試験区分	職種（職務名）	採用予定数	主な勤務場所
II類	福祉（保育士・児童指導 ・福祉）	10名程度	保育園、児童館（学童クラブ） 一時保護所（児童相談所開設後） 等 ※室内・敷地内禁煙

## 2 受験資格

- （1）国籍を問わず、昭和57年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方
- （2）保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方  
(令和8年3月31日までに資格を取得し、都道府県知事の登録を受ける見込みの方  
を含む)
- ※ 現に北区の常勤職員である方（育児休業代替任期付職員、臨時の任用職員、教育公務員は除く）  
は受験できません。
- ※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方（3頁参考欄参照）は受験できません。
- ※ 受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する者並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」と  
します。

## 3 採用予定日

令和8年4月1日以降

## 4 選考方法・日程等

実施日	令和8年2月28日（土）（集合時間は受験票に記載）	
選考会場	区内施設（詳細は受験票に記載）	
選考方法	作文：課題式により800字程度（1時間）	面接：個別面接
合格発表	令和8年3月上旬予定（合否に關わらず本人宛通知します）	

## 5 受験手続

### (1) 申込

申込方法	下記申込URL、または二次元コードより申込フォームにアクセスし、画面の指示に従ってすべての必要項目を正しく入力して、下記期間中に申し込んでください。
申込URL	令和7年度北区職員 (福祉)採用選考申込 (Logoフォーム) <a href="https://logoform.jp/form/VNHo/1439802">https://logoform.jp/form/VNHo/1439802</a>
申込期間	令和8年2月 6日(金)午前9時から 令和8年2月23日(月)午後5時まで【期間内受信有効】



※ 申込期間中に正常に受信したものをお有効とします。この場合、採用選考の申し込みを受け付けた旨のメールが自動送信されますので、メールが届かない場合は申込期間中に必ず下記問い合わせ先までご連絡ください。

※ システム保守整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害等が起きた場合のトラブルは、責任を負いません。

### (2) 受験票送付

申込期間終了後に電子メールにて、受験票の案内メールを送信します。メールが届いたら、受験票を印刷して選考当日持参してください。

また、令和8年2月24日(火)までにメールが届かない場合は、2月25日(水)以降に、下記問い合わせ先までご連絡ください。

## 6 勤務条件

### (1) 初任給 (令和7年4月1日現在)

採用区分	初任給(地域手当含む)	その他の手当
II類	約255,600円	条例等の定めるところにより、扶養手当・住居手当・通勤手当・期末手当・勤勉手当などが支給されます。

※ 職務経験等がある場合には、一定の基準により加算されます。

※ 昇給は、原則として年1回行われます。

※ 採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。

### (2) 勤務時間等 (保育園の場合)

**勤務時間** 午前7時から午後7時30分までの間において休憩時間を除き  
1日7時間45分、週38時間45分勤務。

※ 上記は保育園勤務の場合です。勤務場所により異なる場合があります。

休暇等 年次有給休暇が1年度につき20日のほか、夏季休暇・慶弔休暇・妊娠出産休暇・育児休業等の各制度があります。

### (3) 福利厚生

共済制度	東京都職員共済組合
互助制度	特別区職員互助組合、北区職員互助会
健康管理	年1回、定期健康診断及び腰痛・頸肩腕健康診断等を実施
その他の	被服貸与（トレーニングウェア等）、防災職員住宅（単身世帯）等

## 7 その他

(1) 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき、本採用選考の最終合格後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しないことがあります。

(2) 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、職種に係る業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。

これらの制度の施行を踏まえ、採用までの間に、誓約書等により特定性犯罪の前科の有無を確認します。確認の結果、特定性犯罪の前科を有することが判明した場合は、採用しないことがあります。

### 《参考》地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規程により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

### 【問い合わせ先】

北区総務部職員課人事係（第一庁舎3階8番）

〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22

TEL 03-3908-8031（直通）

（土日・休日を除く午前8時30分から午後5時まで）